

四半期報告書

(第9期第2四半期)

自 2020年7月1日

至 2020年9月30日

株式会社じもとホールディングス

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

目 次

頁

表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	4
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
3 経営上の重要な契約等	10
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	32
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	33
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	33
(5) 大株主の状況	34
(6) 議決権の状況	36
2 役員の状況	37
第4 経理の状況	38
1 中間連結財務諸表	
(1) 中間連結貸借対照表	39
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	41
中間連結損益計算書	41
中間連結包括利益計算書	42
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	43
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	45
2 その他	82
3 中間財務諸表	
(1) 中間貸借対照表	83
(2) 中間損益計算書	85
(3) 中間株主資本等変動計算書	86
4 その他	88
第二部 提出会社の保証会社等の情報	89
中間監査報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月20日
【四半期会計期間】	第9期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗野 学
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 尾形 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自 2018年 4月1日 至 2018年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	21,398	19,692	21,329	42,868	42,354
連結経常利益	百万円	1,760	948	1,419	2,592	2,571
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,242	711	64	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	1,630	1,733
連結中間包括利益	百万円	2,706	214	2,141	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	1,377	△3,163
連結純資産額	百万円	117,638	115,302	112,896	115,732	111,185
連結総資産額	百万円	2,529,933	2,496,074	2,666,885	2,503,248	2,487,782
1株当たり純資産額	円	319.65	3,071.07	2,952.81	309.19	2,851.20
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	円	6.23	32.49	△3.67	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	7.68	82.40
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	2.41	9.53	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	2.90	23.56
自己資本比率	%	4.63	4.60	4.22	4.60	4.46
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△370	△9,949	93,189	△73,709	△7,023
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	56,072	43,436	△8,702	84,546	35,390
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△607	△649	△439	△1,185	△1,389
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	205,864	193,258	271,447	160,421	187,399
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,832 [551]	1,788 [508]	1,728 [462]	1,775 [546]	1,730 [502]

- (注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 従来「貸倒引当金」に計上しておりました引当金の一部については、2019年度より「偶発損失引当金」に計上しており、2018年度及び2019年度中間連結会計期間の計数の組み替えを行っております。
3. 2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2019年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益を算出しております。
4. 「1株当たり純資産額」の算定上、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を（中間）期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
- また、「1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、2020年度中間連結会計期間は1株当たり中間純損失が計上されているので、記載しておりません。
6. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
営業収益	百万円	843	797	397	1,646	1,615
経常利益	百万円	652	628	218	1,272	1,255
中間純利益	百万円	645	624	217	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,265	1,248
資本金	百万円	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
発行済株式総数						
普通株式	千株	178,867	178,867	178,867	178,867	178,867
B種優先株式		130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
C種優先株式		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
D種優先株式		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
純資産額	百万円	95,363	95,459	95,270	95,408	95,483
総資産額	百万円	95,432	95,526	95,335	95,469	95,558
1株当たり配当額						
普通株式		2.50	2.50	1.50	5.00	4.00
B種優先株式	円	0.00	0.01	0.00	0.00	0.03
C種優先株式		1.28	1.28	1.29	2.57	2.57
D種優先株式		0.00	0.01	0.00	0.00	0.02
自己資本比率	%	99.92	99.92	99.93	99.93	99.92
従業員数		2	2	2	2	3
[外、平均臨時従業員数]	人	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いているものの、個人消費や輸出についてはこのところ持ち直しの動きがみられました。

当社グループの営業エリアである宮城県経済及び山形県経済につきましても、感染症の影響により雇用に弱い動きがみられますが、個人消費及び生産活動は緩やかな持ち直しの動きとなりました。

金融市場では、日本銀行が2020年3月以降金融緩和を強化するもとの、短期金利、長期金利ともに総じて安定的に推移しました。国内株式市場は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の懸念が残るものの、欧米各国の積極的な財政・金融政策による海外市場が堅調に推移したことに加え、緊急事態宣言の解除等を背景に、株価が上昇しました。

このような環境のもと、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症により事業運営に支障をきたしている事業者を支援することが、地域金融機関が果たすべき役割であると認識しており、支援体制の整備を進めてまいりました。また、「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを創設する」という経営理念のもと、グループ役職員が一丸となって宮城と山形をつなぎ、両県の経済交流の発展に貢献してまいりました。2018年4月からスタートした3ヵ年の「中期経営計画」では、「顧客本位の本業支援」と「統合効果の発揮」をキーワードとし、本業支援を核とする持続可能なビジネスモデルの確立と、グループ業務運営態勢の再構築による効率化・合理化を推し進めております。2020年度は、中期経営計画の最終年度として取組みの成果を具体的に示す年度であり、グループ一丸となって本業支援の深化・サービスの拡充に取り組むことで、感染症により影響を受けている事業者の安定的な事業継続に貢献するとともに、統合効果を一層発揮するべく、業務プロセスの見直しや事務の統一化を図ってまいります。

当第2四半期連結累計期間の当社グループの業績は以下のとおりです。

当第2四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比1,791億2百万円増加の2兆6,668億85百万円となりました。また、純資産は、前連結会計年度末比17億10百万円増加の1,128億96百万円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、地方公共団体への貸出が減少したものの、中小企業向け貸出及び消費者ローンが増加したことなどから、前連結会計年度末比862億71百万円増加し1兆8,508億79百万円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金、法人預金、公金預金全てが増加し、前連結会計年度末比1,773億65百万円増加の2兆4,956億24百万円となりました。有価証券残高は、預金残高の増加に伴う余資運用の増加により、前連結会計年度末比80億56百万円増加し4,633億97百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、その他経常収益が減少したものの、資金運用収益が増加したことなどから前年同期比16億37百万円増加の213億29百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少したもののその他業務費用が増加したことなどから、前年同期比11億66百万円増加の199億10百万円となりました。その結果、経常利益は、前年同期比4億70百万円増加の14億19百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、連結子会社であるきらやか銀行において繰延税金資産の取り崩しにより法人税等調整額が増加したことなどから、前年同期比6億47百万円減少の64百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント別の業績は以下のとおりです。

銀行業は、経常収益が前年同期比12億84百万円増加の180億41百万円、セグメント利益は前年同期比3億35百万円増加の13億41百万円となりました。

リース業は、経常収益が前年同期比68百万円増加の31億32百万円、セグメント利益は前年同期比8百万円増加の1億73百万円となりました。

銀行業、リース業を除くその他は、経常収益が前年同期比0百万円減少の6億20百万円、セグメント利益は前年同期比39百万円増加の76百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金および現金同等物は、2,714億47百万円と前第2四半期連結累計期間末と比べ781億88百万円(40.5%)の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

・営業活動によるキャッシュ・フロー

貸出金の増加による流出が862億71百万円、譲渡性預金の減少による流出が47億97百万円、預金の増加による流入が1,821億63百万円、コールマネーの減少による流出が227億円ありました。

これらにより営業活動によるキャッシュ・フローは931億89百万円の流入(前第2四半期連結累計期間末比1,031億39百万円の収入増加)となりました。

・投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得による流出が725億45百万円、売却による流入が131億4百万円、償還による流入が512億92百万円ありました。

これらにより投資活動によるキャッシュ・フローは87億2百万円の流出(前第2四半期連結累計期間末比521億38百万円の支出増加)となりました。

・財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払による流出が3億99百万円ありました。

これらにより財務活動によるキャッシュ・フローは4億39百万円の流出(前第2四半期連結累計期間末比2億10百万円の支出減少)となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

①会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

②経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

③優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

④研究活動計画

該当事項はありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比16億53百万円増加の142億31百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比7百万円減少の9億23百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比12億45百万円減少の△11億65百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比11百万円減少の41百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比0百万円減少の0百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比1百万円減少の△0百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比16億41百万円増加の142億73百万円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比8百万円減少の9億24百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比12億47百万円減少の△11億66百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	12,578	53	—	12,631
	当第2四半期連結累計期間	14,231	41	—	14,273
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	12,843	55	2	12,896
	当第2四半期連結累計期間	14,442	42	1	14,483
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	265	2	2	265
	当第2四半期連結累計期間	210	1	1	210
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	931	1	—	932
	当第2四半期連結累計期間	923	0	—	924
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,884	2	—	2,886
	当第2四半期連結累計期間	2,937	2	—	2,939
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,952	1	—	1,954
	当第2四半期連結累計期間	2,013	1	—	2,014
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	80	1	—	81
	当第2四半期連結累計期間	△1,165	△0	—	△1,166
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	953	1	—	954
	当第2四半期連結累計期間	1,130	1	—	1,131
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	872	—	—	872
	当第2四半期連結累計期間	2,296	1	—	2,297

- (注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結累計期間0百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円）を控除しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比52百万円増加の29億37百万円となりました。また、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比60百万円増加の20億13百万円となりました。

国際業務部門の役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比0百万円減少の2百万円となりました。また、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比0百万円減少の1百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間比52百万円増加の29億39百万円となりました。また、役務取引等費用は前第2四半期連結累計期間比60百万円増加の20億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,884	2	—	2,886
	当第2四半期連結累計期間	2,937	2	—	2,939
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,097	—	—	1,097
	当第2四半期連結累計期間	1,143	—	—	1,143
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	900	2	—	902
	当第2四半期連結累計期間	849	2	—	851
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	69	—	—	69
	当第2四半期連結累計期間	207	—	—	207
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	8	—	—	8
	当第2四半期連結累計期間	36	—	—	36
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	21	—	—	21
	当第2四半期連結累計期間	19	—	—	19
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	58	—	—	58
	当第2四半期連結累計期間	49	—	—	49
うち投信窓販業務	前第2四半期連結累計期間	175	—	—	175
	当第2四半期連結累計期間	172	—	—	172
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	402	—	—	402
	当第2四半期連結累計期間	313	—	—	313
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,952	1	—	1,954
	当第2四半期連結累計期間	2,013	1	—	2,014
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	262	1	—	264
	当第2四半期連結累計期間	240	1	—	242

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,128,103	143	—	2,128,246
	当第2四半期連結会計期間	2,310,081	335	—	2,310,416
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,199,340	—	—	1,199,340
	当第2四半期連結会計期間	1,397,473	—	—	1,397,473
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	919,526	—	—	919,526
	当第2四半期連結会計期間	906,542	—	—	906,542
うちその他	前第2四半期連結会計期間	9,235	143	—	9,379
	当第2四半期連結会計期間	6,065	335	—	6,400
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	184,107	—	—	184,107
	当第2四半期連結会計期間	185,208	—	—	185,208
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,312,210	143	—	2,312,354
	当第2四半期連結会計期間	2,495,289	335	—	2,495,624

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内業務部門 （除く特別国際金融取引勘定分）	1,767,753	100.00	1,850,879	100.00
製造業	140,525	7.95	150,593	8.14
農業、林業	7,796	0.44	9,491	0.51
漁業	995	0.06	933	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	1,052	0.06	1,023	0.05
建設業	129,813	7.34	140,976	7.62
電気・ガス・熱供給・水道業	7,413	0.42	9,610	0.52
情報通信業	12,244	0.69	14,217	0.77
運輸業、郵便業	47,129	2.67	50,923	2.75
卸売業、小売業	131,457	7.44	135,529	7.32
金融業、保険業	111,401	6.30	118,559	6.41
不動産業、物品賃貸業	367,218	20.77	397,341	21.47
各種サービス業	164,972	9.33	197,318	10.66
地方公共団体	142,277	8.05	99,053	5.35
その他	503,441	28.48	525,292	28.38
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,767,753	—	1,850,879	—

（注）「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率（2/3）	8.29
2. 連結における自己資本の額	1,141
3. リスク・アセットの額	13,771
4. 連結総所要自己資本額	550

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、株式会社さらやか銀行及び株式会社仙台銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社さらやか銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23	24
危険債権	98	127
要管理債権	27	27
正常債権	10,392	10,564

株式会社仙台銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19	11
危険債権	173	172
要管理債権	14	27
正常債権	7,187	7,870

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	1,600,000,000
B種優先株式	130,000,000
C種優先株式	200,000,000
D種優先株式	200,000,000
計	1,600,000,000

(注) 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）をもって、普通株式および優先株式の発行可能株式総数は1,440,000,000株減少し160,000,000株となり、それぞれ下記のとおりとなっております。

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	160,000,000
B種優先株式	13,000,000
C種優先株式	20,000,000
D種優先株式	20,000,000
計	160,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年11月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	178,867,630	17,886,763	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 2, 3, 11
B種優先株式 (注) 1	130,000,000	13,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 6, 9, 10, 11
C種優先株式 (注) 1	100,000,000	10,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 7, 9, 10, 11
D種優先株式 (注) 1	50,000,000	5,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 8, 9, 10, 11
計	458,867,630	45,886,763	—	—

(注) 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

- (1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数変動します。
- (2) 行使価額修正条項の内容
- ① 修正基準
- 取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。
- ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、B種優先株式においては（注）6.（5）⑧、C種優先株式においては（注）7.（5）⑧、D種優先株式においては（注）8.（5）⑧、に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。
- ② 修正頻度
- 取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

- (3) 行使価額等の上限
 B種優先株式 取得価額には上限を設けない。
 C種優先株式 取得価額には上限を設けない。
 D種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- (4) 行使価額等の下限
 B種優先株式 302円を6.5で除した金額（ただし、（注）6.（5）⑧による調整を受ける。）。
 C種優先株式 55円（ただし、（注）7.（5）⑧による調整を受ける。）。
 D種優先株式 148円（ただし、（注）8.（5）⑧による調整を受ける。）。
- (5) B種優先株式について、当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (6) C種優先株式について、当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (7) D種優先株式について、当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
6. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。
- (1) B種優先配当金
- ① B種優先配当金
 当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「B種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「B種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ② B種優先配当年率
 2013年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{初年度B種優先配当金} \div \text{B種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
 （ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）
 上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、 $182/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。
- 2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率

$$\text{B種優先配当年率} = \text{預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト}$$
 （ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）
 上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) B種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「B種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第I種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にB種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年4月1日から2036年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、2013年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。2013年4月1日の時価とは、2013年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ、に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ、に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ、(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、またはロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

- (F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ、上記イ、(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ、(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ、(A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ、およびロ、に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ、(D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ、(D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ、(C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ、(A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ、(B) および(F) の場合には0円、上記イ、(C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ、上記イ、(C) ないし(E) および上記ハ、(D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ、上記イ、(E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ、(C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ、上記イ、(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト、取得価額調整式により算出された上記イ、第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。
- ⑨ 合理的な措置
上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- ⑩ 取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ⑪ 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

なお、本項においては、上記(3)③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、B種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、B種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、B種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) C種優先配当金

① C種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「C種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当率（以下「C種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② C種優先配当率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当率

$$\text{C種優先配当率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をC種優先配当率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、 $94/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当率

$$\text{C種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.15\%$$

なお、2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「C種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、C種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) C種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度におけるC種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種優先株主は、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

C種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の所有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該C種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することができる期間

2012年12月29日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、2012年12月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

55円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ、に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ、に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ、(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、または下記ロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

- (F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ、(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ、(A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ、およびロ、に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ、(D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ、(D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ、(C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ、(A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ、(B) および(F) の場合には0円、上記イ、(C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ、上記イ、(C) ないし(E) および上記ハ、(D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ、上記イ、(E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ、(C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ、上記イ、(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ、(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト、取得価額調整式により算出された上記イ、第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。
- ⑨ 合理的な措置
上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- ⑩ 取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- ⑪ 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いC種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

C種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、C種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、C種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、C種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

8. D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) D種優先配当金

① D種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「D種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該D種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当率（以下「D種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② D種優先配当率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当率

D種優先配当率＝初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当率

D種優先配当率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「D種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、D種優先配当率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（ただし、当該日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) D種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、各事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はD種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得すると引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、148円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ．に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E)ならびに下記ハ．(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。
- (F) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得すると引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得すると引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て
- ① 分割または併合
 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
- ② 株式無償割当て
 当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (9) 優先順位
 B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。
- (10) 法令変更等
 法令の変更等に伴いD種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (11) その他
 D種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
- (12) 会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め
 該当事項なし
- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め
 当社は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

9. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

10. 優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。
11. 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）をもって当社の発行済株式総数は、普通株式は160,980,867株減少し17,886,763株となり、B種優先株式は117,000,000株減少し13,000,000株となり、C種優先株式は90,000,000株減少し10,000,000株となり、D種優先株式は45,000,000株減少し5,000,000株となっております。

なお、上記株式併合の効力が発生することに伴い、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について、下記のとおり取得価額および下限取得価額が調整されております。

(1) 取得価額の調整

(銘柄)	(調整後取得価額)	(調整前取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	1,159円	116円
② じもとホールディングスC種優先株式	1,159円	116円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(2) 下限取得価額の調整

(銘柄)	(調整後下限取得価額)	(調整前下限取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	464円	302円を6.5で 除した金額(注)
② じもとホールディングスC種優先株式	549円	55円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(注) B種優先株式の調整前下限取得価額は、発行要項に「302円を6.5で除した額」と規定されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	—	458,867	—	17,000	—	15,500

(注) 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会決議により、2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより発行済株式総数は412,980千株減少し、45,886千株となっております。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	280,000	61.11
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	8,998	1.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	7,894	1.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	5,795	1.26
きらやか銀行職員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	5,174	1.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,773	0.60
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2,382	0.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,200	0.48
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,093	0.45
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人バークレイズ証券株式会社)	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5 HP UNITED KINGDOM (東京都港区六本木六丁目10番1号)	1,985	0.43
計	—	319,297	69.69

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8,998千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,894千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	5,795千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	2,773千株

所有議決権数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	89,987	5.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	78,942	4.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	57,954	3.25
きらやか銀行職員持株会	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	51,740	2.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	27,735	1.55
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	23,828	1.33
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	22,000	1.23
JP MORGAN CHASE BANK 385781 （常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM （東京都港区港南二丁目15番1号）	20,935	1.17
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED （常任代理人バークレイズ証券株式会社）	1 CHURCHILL PLACE CANARY WHARF LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM （東京都港区六本木六丁目10番1号）	19,850	1.11
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	19,483	1.09
計	—	412,454	23.19

（注） 上記所有株式数別に記載しております株式会社整理回収機構所有のB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、議決権を有していません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 130,000,000 C種優先株式 100,000,000 D種優先株式 50,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 (注) 2 736,800	3,260	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (単元株式数100)
完全議決権株式 (その他)	普通株式 177,830,200	1,778,302	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 (注) 3 300,630	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	458,867,630	—	—
総株主の議決権	—	1,781,562	—

(注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式 (自己株式等)」欄の普通株式には、「株式給付信託 (BBT)」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する326,000株 (議決権の数3,260個) が含まれております。なお、当該議決権の数3,260個は、議決権不行使となっております。

3. 上記の「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

4. 2020年6月24日開催の第8期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会決議により、2020年10月1日付で普通株式ならびにB種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、提出日現在の当社の発行済株式総数は、普通株式は160,980,867株減少し17,886,763株となり、B種優先株式は117,000,000株減少し13,000,000株となり、C種優先株式は90,000,000株減少し10,000,000株となり、D種優先株式は45,000,000株減少し5,000,000株となっております。

② 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社じもとホールディングス	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	410,800	326,000	736,800	0.16
計	—	410,800	326,000	736,800	0.16

(注) 他人名義で所有している理由等

保有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託 (BBT)」制度の信託財産として326,000株保有	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 189,461	※7 273,365
買入金銭債権	951	846
金銭の信託	5,982	6,017
有価証券	※1, ※7, ※11 455,340	※1, ※7, ※11 463,397
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,764,607	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,850,879
外国為替	227	435
リース債権及びリース投資資産	12,174	12,265
その他資産	※7 30,662	※7 33,379
有形固定資産	※9, ※10 23,543	※9, ※10 23,456
無形固定資産	946	900
退職給付に係る資産	2,516	2,720
繰延税金資産	4,444	2,396
支払承諾見返	6,564	7,009
貸倒引当金	△9,641	△10,184
資産の部合計	2,487,782	2,666,885
負債の部		
預金	※7 2,128,253	※7 2,310,416
譲渡性預金	190,005	185,208
コールマネー及び売渡手形	※7 22,700	—
借入金	※7 8,916	※7 29,178
外国為替	—	4
その他負債	17,238	18,382
賞与引当金	326	368
退職給付に係る負債	128	88
睡眠預金払戻損失引当金	493	463
偶発損失引当金	389	343
繰延税金負債	—	944
再評価に係る繰延税金負債	※9 1,581	※9 1,581
支払承諾	6,564	7,009
負債の部合計	2,376,596	2,553,989

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
資本金	17,000	17,000
資本剰余金	67,124	67,124
利益剰余金	28,536	28,201
自己株式	△48	△80
株主資本合計	112,612	112,245
その他有価証券評価差額金	△4,045	△2,023
土地再評価差額金	※9 3,445	※9 3,445
退職給付に係る調整累計額	△991	△939
その他の包括利益累計額合計	△1,592	482
非支配株主持分	164	167
純資産の部合計	111,185	112,896
負債及び純資産の部合計	2,487,782	2,666,885

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	19,692	21,329
資金運用収益	12,896	14,483
(うち貸出金利息)	10,862	11,169
(うち有価証券利息配当金)	1,942	3,242
役務取引等収益	2,886	2,939
その他業務収益	954	1,131
その他経常収益	※2 2,953	※2 2,774
経常費用	18,743	19,910
資金調達費用	265	210
(うち預金利息)	204	162
役務取引等費用	1,954	2,014
その他業務費用	872	2,297
営業経費	※1 12,459	※1 11,937
その他経常費用	※3 3,191	※3 3,449
経常利益	948	1,419
特別利益	—	16
固定資産処分益	—	16
特別損失	163	12
固定資産処分損	20	8
減損損失	※4 142	※4 3
税金等調整前中間純利益	784	1,423
法人税、住民税及び事業税	106	265
法人税等調整額	△39	1,093
法人税等合計	67	1,358
中間純利益	716	64
非支配株主に帰属する中間純利益	5	0
親会社株主に帰属する中間純利益	711	64

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	716	64
その他の包括利益	△502	2,077
その他有価証券評価差額金	△586	2,024
退職給付に係る調整額	83	52
中間包括利益	214	2,141
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	208	2,138
非支配株主に係る中間包括利益	5	2

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,000	67,138	27,938	△29	112,047
当中間期変動額					
剰余金の配当			△575		△575
親会社株主に帰属する中間純利益			711		711
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				2	2
土地再評価差額金の取崩			16		16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	152	2	155
当中間期末残高	17,000	67,138	28,090	△26	112,202

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	578	3,464	△717	3,325	360	115,732
当中間期変動額						
剰余金の配当						△575
親会社株主に帰属する中間純利益						711
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						2
土地再評価差額金の取崩						16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△586	△16	83	△519	△65	△585
当中間期変動額合計	△586	△16	83	△519	△65	△430
当中間期末残高	△7	3,447	△634	2,805	294	115,302

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,000	67,124	28,536	△48	112,612
当中間期変動額					
剰余金の配当			△399		△399
親会社株主に帰属する中間純利益			64		64
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分				5	5
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	△335	△31	△366
当中間期末残高	17,000	67,124	28,201	△80	112,245

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△4,045	3,445	△991	△1,592	164	111,185
当中間期変動額						
剰余金の配当						△399
親会社株主に帰属する中間純利益						64
自己株式の取得						△37
自己株式の処分						5
土地再評価差額金の取崩						
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,022	－	52	2,074	2	2,077
当中間期変動額合計	2,022	－	52	2,074	2	1,710
当中間期末残高	△2,023	3,445	△939	482	167	112,896

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	784	1,423
減価償却費	910	666
減損損失	142	3
のれん償却額	24	24
持分法による投資損益 (△は益)	△9	△14
貸倒引当金の増減 (△)	△412	542
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3	42
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△232	△203
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	8	△39
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△75	△29
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△11	△45
資金運用収益	△12,896	△14,483
資金調達費用	265	210
有価証券関係損益 (△)	27	1,255
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△13	△34
為替差損益 (△は益)	△0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	20	△7
貸出金の純増 (△) 減	△5,003	△86,271
預金の純増減 (△)	△35,535	182,163
譲渡性預金の純増減 (△)	31,074	△4,797
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	384	20,261
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△478	143
コールローン等の純増 (△) 減	△21	105
コールマネー等の純増減 (△)	△14,500	△22,700
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	55	△208
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△5	4
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△522	△90
資金運用による収入	13,651	14,665
資金調達による支出	△330	△252
その他	12,911	1,209
小計	△9,784	93,542
法人税等の還付額	231	116
法人税等の支払額	△396	△469
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,949	93,189

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△73,367	△72,545
有価証券の売却による収入	42,045	13,104
有価証券の償還による収入	78,024	51,292
金銭の信託の増加による支出	△3,000	—
有形固定資産の取得による支出	△240	△429
有形固定資産の売却による収入	48	43
無形固定資産の取得による支出	△74	△168
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,436	△8,702
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△2	△2
自己株式の取得による支出	△0	△37
配当金の支払額	△575	△399
非支配株主への配当金の支払額	△71	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△649	△439
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	32,837	84,048
現金及び現金同等物の期首残高	160,421	187,399
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 193,258	※1 271,447

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

会社名

- ・株式会社きらやか銀行
- ・株式会社仙台銀行
- ・きらやかカード株式会社
- ・きらやかリース株式会社
- ・きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社
- ・山形ビジネスサービス株式会社
- ・株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング

(2) 非連結子会社 0社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 0社

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

- ・株式会社富士通山形インフォテックノ

(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社

(4) 持分法非適用の関連会社 0社

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去にの一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,174百万円（前連結会計年度末は3,192百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、銀行業を営む一部の連結子会社において、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結子会社において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

なお、当中間連結会計期間は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 受取保証料（役務取引等収益）の計上基準

クレジットカード業を営む連結子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当中間連結会計期間末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。その他の連結子会社の外貨建資産・負債はありません。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結子会社は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結子会社である株式会社きらやか銀行は、これまで、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を貸倒引当金に含めておりましたが、当社グループが計上する偶発損失引当金に関する統一的な考え方が整備されたため、前連結会計年度より偶発損失引当金を計上しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組み替えを以下のように行っております。

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間の中間連結損益計算書に表示しておりました「その他経常収益」2,931百万円及び「その他経常費用」3,169百万円は、「その他経常収益」2,953百万円及び「その他経常費用」3,191百万円として組み替えております。

この結果、「経常収益」19,670百万円及び「経常費用」18,721百万円は、「経常収益」19,692百万円及び「経常費用」18,743百万円と表示しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「貸倒引当金の増減(△)」△434百万円及び「偶発損失引当金の増減額(△は減少)」10百万円は、「貸倒引当金の増減(△)」△412百万円及び「偶発損失引当金の増減額(△は減少)」△11百万円として組み替えております。

この結果、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の合計額に変動はありません。

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末46百万円、372千株、当中間連結会計期間末40百万円、326千株であります。

(注)2020年6月24日開催の第8期定時株主総会決議により、2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより信託に残存する自社の株式数は293千株減少し、32千株となっております

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当中間連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う貸倒引当金の追加計上に用いた仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した内容から重要な変更は行っておらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当連結会計年度中にわたり続くものと仮定し、貸倒引当金の見積りに反映しております。具体的には、今後の事業へ一定の影響があるものとした一部の債務者に係る債権について予想損失率に修正を加えて、貸倒引当金の追加計上を行っております。

なお、当該引当金の算定は上記仮定に基づいたものであり、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済への影響が変化した場合には、当中間連結会計期間以降の連結財務諸表において当該引当金は増減する可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
株式	134百万円	129百万円

※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	871百万円	665百万円
延滞債権額	30,457百万円	32,719百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	－百万円	－百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	5,567百万円	5,525百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	36,895百万円	38,910百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
9,253百万円	6,787百万円

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	8百万円	8百万円
有価証券	66,755 "	57,202 "
その他資産	1 "	1 "
計	66,764 "	57,212 "
担保資産に対応する債務		
預金	1,859 "	1,774 "
コールマネー及び売渡手形	22,700 "	— "
借入金	1,700 "	21,900 "

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	2,454百万円	2,441百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金融商品等差入担保金	20,000百万円	20,000百万円
敷金保証金	604百万円	604百万円

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	333,807百万円	371,090百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	333,807百万円	370,640百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	4,486百万円	4,272百万円

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	27,386百万円	26,967百万円

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	16,026百万円	17,668百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・手当	4,860百万円	4,727百万円

※2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
株式等売却益	101百万円	24百万円
償却債権取立益	39百万円	11百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入	176百万円	854百万円
貸出金償却	70百万円	10百万円
株式等売却損	153百万円	－百万円
株式等償却	0百万円	1百万円

※4. 減損損失

前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当中間連結会計期間において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土地	宮城県	31
営業用店舗	建物	宮城県	57
営業用店舗	その他	宮城県	5
福利厚生施設	土地	山形県	23
遊休	土地	山形県	5
遊休	土地	宮城県	8
遊休	建物	宮城県	11
遊休	その他	宮城県	0
合計			142

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間連結会計期間において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

資産のグルーピングは、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産については、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
店舗外現金自動設備	建物	宮城県	2
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊休	土地	山形県	0
合計			3

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	178,867	—	—	178,867	
B種優先株式	130,000	—	—	130,000	
C種優先株式	100,000	—	—	100,000	
D種優先株式	50,000	—	—	50,000	
合計	458,867	—	—	458,867	
自己株式					
普通株式	196	0	19	177	(注)
合計	196	0	19	177	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託(BBT)が保有する自社の株式がそれぞれ、187千株、168千株含まれております。
 2. 自己株式(普通株式)の増加0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。
 3. 自己株式(普通株式)の減少19千株は、株式給付信託(BBT)に基づく、取締役2名の退任に伴う給付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	447	2.50	2019年3月31日	2019年6月26日
	B種優先株式	—	0.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	C種優先株式	128	1.28	2019年3月31日	2019年6月26日
	D種優先株式	—	0.00	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	447	利益剰余金	2.50	2019年9月30日	2019年12月2日
	B種優先株式	1	利益剰余金	0.01	2019年9月30日	2019年12月2日
	C種優先株式	128	利益剰余金	1.28	2019年9月30日	2019年12月2日
	D種優先株式	0	利益剰余金	0.01	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 2019年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	178,867	—	—	178,867	
B種優先株式	130,000	—	—	130,000	
C種優先株式	100,000	—	—	100,000	
D種優先株式	50,000	—	—	50,000	
合計	458,867	—	—	458,867	
自己株式					
普通株式	382	400	46	736	(注)
合計	382	400	46	736	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、372千株、326千株含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の増加400千株は、自己株式取得による増加400千株、単元未満株式の買取請求による増加0千株であります。
3. 自己株式（普通株式）の減少46千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、取締役3名の退任に伴う給付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	268	1.50	2020年3月31日	2020年6月25日
	B種優先株式	1	0.01	2020年3月31日	2020年6月25日
	C種優先株式	128	1.28	2020年3月31日	2020年6月25日
	D種優先株式	0	0.01	2020年3月31日	2020年6月25日

(注) 2020年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月20日 取締役会	普通株式	267	利益剰余金	1.50	2020年9月30日	2020年12月7日
	B種優先株式	—	利益剰余金	0.00	2020年9月30日	2020年12月7日
	C種優先株式	129	利益剰余金	1.29	2020年9月30日	2020年12月7日
	D種優先株式	—	利益剰余金	0.00	2020年9月30日	2020年12月7日

- (注) 1. 2020年11月20日取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。
2. 1株当たり配当額については、基準日が2020年9月30日であるため、2020年10月1日付の株式併合は加味しておりません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	195,812百万円	273,365百万円
定期預け金	△1 "	△31 "
その他の預け金	△2,551 "	△1,886 "
現金及び現金同等物	193,258 "	271,447 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

重要性に乏しいので記載は省略しております。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分	10,217	10,023
見積残存価額部分	64	57
受取利息相当額(△)	1,144	1,123
リース投資資産	9,136	8,957

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	967	2,786	1,004	2,775
1年超2年以内	848	2,325	815	2,307
2年超3年以内	539	1,811	586	1,761
3年超4年以内	410	1,286	454	1,227
4年超5年以内	226	758	208	726
5年超	107	1,249	160	1,225
合計	3,100	10,217	3,229	10,023

2. オペレーティング・リース取引

(借手側)

重要性に乏しいので記載は省略しております。

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1年内	21	17
1年超	3	3
合計	25	21

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	189,461	189,461	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	452,360	452,360	—
(3) 貸出金	1,764,607		
貸倒引当金（※1）	△8,735		
	1,755,871	1,757,764	1,892
資産計	2,397,693	2,399,585	1,892
(1) 預金	2,128,253	2,128,123	△129
(2) 譲渡性預金	190,005	189,915	△90
(3) コールマネー及び売渡手形	22,700	22,700	—
(4) 借入金	8,916	8,895	△21
負債計	2,349,875	2,349,634	△241

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	273,365	273,365	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,370	1,338	△31
その他有価証券	459,029	459,029	—
(3) 貸出金	1,850,879		
貸倒引当金（※1）	△9,315		
	1,841,563	1,848,811	7,248
資産計	2,575,328	2,582,545	7,216
(1) 預金	2,310,416	2,310,259	△156
(2) 譲渡性預金	185,208	185,203	△4
(3) コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(4) 借入金	29,178	29,032	△145
負債計	2,524,802	2,524,495	△306

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(表示方法の変更)

「借入金」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は実質貸出金と同様とみなせるため、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。

また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（2週間以内）であり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出してしております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(※1) (※2)	2,027	2,006
組合出資金(※3)	953	992
合計	2,980	2,998

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

- (※2) 前連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。
- ※2. 「子会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	1,370	1,338	△31
合計	1,370	1,338	△31

2. その他有価証券

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,082	761	320
	債券	78,800	78,306	493
	国債	31,828	31,592	235
	地方債	11,645	11,588	56
	社債	35,326	35,125	200
	その他	43,630	40,658	2,972
	小計	123,513	119,726	3,786
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,718	2,180	△461
	債券	87,843	88,342	△498
	国債	—	—	—
	地方債	28,212	28,262	△50
	社債	59,631	60,080	△448
	その他	239,284	247,296	△8,011
	小計	328,846	337,819	△8,972
合計		452,360	457,545	△5,185

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えるもの	株式	1,628	1,159	469
	債券	69,990	69,600	390
	国債	19,579	19,441	137
	地方債	14,117	14,038	78
	社債	36,293	36,119	174
	その他	210,941	206,887	4,053
	小計	282,559	277,646	4,912
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超えないもの	株式	1,550	1,904	△354
	債券	74,924	75,279	△354
	国債	—	—	—
	地方債	26,275	26,306	△30
	社債	48,649	48,972	△323
	その他	99,994	105,482	△5,487
	小計	176,469	182,666	△6,196
合計		459,029	460,312	△1,283

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、337百万円（うち、株式337百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、19百万円（うち、債券19百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先 : 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先 : 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先 : 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先 : 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先 : 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2020年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	△5,184
その他有価証券	△5,184
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	1,133
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△4,051
(△) 非支配株主持分相当額	5
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△4,045

当中間連結会計期間 (2020年9月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	△1,282
その他有価証券	△1,282
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△737
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△2,019
(△) 非支配株主持分相当額	△3
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△2,023

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	4,425	4,195	△194	△194
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	△194	△194

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	4,310	4,080	△176	△176
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	△176	△176

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
期首残高	120百万円	121百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円	10百万円
時の経過による調整額	1百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円	△0百万円
期末残高	121百万円	132百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として国内において、きらやか銀行及び仙台銀行が行う銀行業務を中心に、連結子会社等においてリース業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務及びベンチャーキャピタル業務並びに事務受託業務等を行っております。

当社グループは、銀行業務は「銀行業」を報告セグメントに、リース業務は「リース業」を報告セグメントとしております。また、連結子会社等が行うクレジットカード業務、コンサルティング業務及びベンチャーキャピタル業務並びに事務受託業務等は、その金額の全体に対する重要性を考慮し「その他」に含めております。「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	16,474	3,035	19,509	378	19,887	△195	19,692
セグメント間の内部経常収益	283	28	311	242	554	△554	-
計	16,757	3,064	19,821	620	20,441	△749	19,692
セグメント利益	1,005	165	1,170	37	1,208	△259	948
セグメント資産	2,483,633	18,085	2,501,718	46,364	2,548,083	△52,008	2,496,074
セグメント負債	2,372,503	12,171	2,384,674	44,159	2,428,834	△48,062	2,380,772
その他の項目							
減価償却費	894	3	898	11	910	-	910
資金運用収益	13,067	0	13,068	78	13,147	△250	12,896
資金調達費用	229	46	275	5	281	△15	265
持分法投資利益	-	-	-	9	9	-	9
持分法適用会社への投資額	-	-	-	123	123	-	123
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	283	11	295	4	299	-	299

- (注) 1. 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業等を含んでおります。
3. 調整額は以下の通りです。
- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△195百万円は、「銀行業」及び「リース業」の貸倒引当金戻入額の調整です。
- (2) セグメント利益の調整額△259百万円は、セグメント間消去△235百万円、のれんの償却△24百万円等です。
- (3) セグメント資産の調整額△52,008百万円は、セグメント間消去△52,081百万円及びのれんの未償却残高72百万円です。
- (4) セグメント負債の調整額△48,062百万円は、セグメント間消去です。
- (5) 資金運用収益の調整額△250百万円は、セグメント間消去です。
- (6) 資金調達費用の調整額△15百万円は、セグメント間消去です。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(表示方法の変更)

(表示方法の変更)に記載のとおり、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表を組み替えております。

この結果、「報告セグメント 銀行業」の「外部顧客に対する経常収益」16,452百万円、「セグメント資産」2,483,543百万円及び「セグメント負債」2,372,413百万円は、それぞれ、16,474百万円、2,483,633百万円及び2,372,503百万円と表示しております。

当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	17,855	3,102	20,958	390	21,348	△19	21,329
セグメント間の内部経常収益	186	30	216	229	445	△445	-
計	18,041	3,132	21,174	620	21,794	△465	21,329
セグメント利益	1,341	173	1,515	76	1,592	△172	1,419
セグメント資産	2,653,735	17,534	2,671,270	41,353	2,712,623	△45,738	2,666,885
セグメント負債	2,545,432	10,882	2,556,314	39,219	2,595,534	△41,545	2,553,989
その他の項目							
減価償却費	654	3	658	7	666	-	666
資金運用収益	14,577	0	14,578	69	14,647	△164	14,483
資金調達費用	181	40	222	5	227	△16	210
持分法投資利益	-	-	-	14	14	-	14
持分法適用会社への投資額	-	-	-	129	129	-	129
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	596	0	597	0	597	-	597

- (注) 1. 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業等を含んでおります。
3. 調整額は以下の通りです。
- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△19百万円は、「銀行業」及び「リース業」の貸倒引当金戻入額の調整です。
- (2) セグメント利益の調整額△172百万円は、セグメント間消去△148百万円、のれんの償却△24百万円等です。
- (3) セグメント資産の調整額△45,738百万円は、セグメント間消去△45,762百万円及びのれんの未償却残高24百万円です。
- (4) セグメント負債の調整額△41,545百万円は、セグメント間消去です。
- (5) 資金運用収益の調整額△164百万円は、セグメント間消去です。
- (6) 資金調達費用の調整額△16百万円は、セグメント間消去です。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資 業務	役務取引等業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	10,862	2,568	2,886	3,035	338	19,692

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(表示方法の変更)

(表示方法の変更)に記載のとおり、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表を組み替えております。

この結果、「サービスごとの情報」の「その他」316百万円及び「合計」19,670百万円は、それぞれ、338百万円及び19,692百万円と表示しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資 業務	役務取引等業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	11,169	3,837	2,939	3,102	280	21,329

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	142	-	142	-	142

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	3	-	3	-	3

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当中間期償却額	24	-	24	-	24
当中間期末残高	72	-	72	-	72

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
当中間期償却額	24	-	24	-	24
当中間期末残高	24	-	24	-	24

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	2,851円20銭	2,952円81銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	111,185	112,896
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	60,295	60,297
(うち非支配株主持分)(百万円)	164	167
(うち優先株式発行金額)(百万円)	60,000	60,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額)(百万円)	131	—
(うち中間優先配当額)(百万円)	—	129
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	50,889	52,598
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	17,848	17,813

2. 2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額を算定しております。

3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、中間期末(期末)株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前連結会計年度 37千株

当中間連結会計期間 32千株

2. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	円	32.49	△3.67
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	711	64
普通株主に帰属しない金額	百万円	131	129
うち中間優先配当額	百万円	131	129
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する中間純損失(△)	百万円	580	△65
普通株式の期中平均株式数	千株	17,867	17,821
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	9.53	—
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	131	—
うち中間優先配当額	百万円	131	—
普通株式増加数	千株	56,749	—
うち優先株式	千株	56,749	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

- (注) 1. 2020年10月1日付で普通株式並びにB種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 前中間連結会計期間 18千株
当中間連結会計期間 36千株
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、当中間連結会計期間は1株当たり中間純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(有価証券の運用ポートフォリオの大幅な見直し)

当社の連結子会社である株式会社きらやか銀行は、2020年11月20日開催の取締役会において、金融市場の動向を踏まえ、保有する有価証券の安定運用を目指し、運用ポートフォリオを大幅に見直しの方針を織り込む計画を決議いたしました。それに伴い、2021年3月期中間期末後の年度内に有価証券の入替を行い、有価証券評価損を全額損失計上する見通しであります。なお、2021年3月期中間期末の株式会社きらやか銀行の有価証券評価損益は△4,345百万円となっております。

(資本業務提携契約の締結及び第三者割当による普通株式の発行)

当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社（以下、「SBIホールディングス」といいます。）との間において資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本提携」といいます。）を締結すること、また、本資本業務提携契約に基づき、第三者割当の方法により、SBI地銀ホールディングス株式会社（以下、「SBI地銀ホールディングス」といいます。）に対して普通株式（以下、「本普通株式」といいます。）を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を決議し、同日に本資本業務提携契約を締結いたしました。また、本第三者割当増資に伴い、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれます。

I 本提携について

1. 本提携の目的及び理由

当社グループの主たる営業基盤である宮城県及び山形県の経済は、東日本大震災からの復興が進む一方で、人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小、取引先の事業継承などの中長期的な課題に直面しております。当社地域の中小企業においては、キャッシュレス化やスマホ取引の普及などのデジタルイノベーションに対応して、新たなビジネスモデルを構築することも重要な課題となっております。

また、マイナス金利政策が継続される中、連結子会社である株式会社きらやか銀行においては、金融市場の動向を踏まえ、保有する有価証券の安定運用を目指すことに加え、収益力の強化を目的としてSBIグループのアセットマネジメント事業へ運用資産を委託（資産運用の高度化）するため、運用ポートフォリオを大幅に見直しの方針としております。

地域の環境が大きく変化する中、当社グループは、持続的な地域社会の発展に貢献していくためには、銀行業のみならず、厳しい経営環境を乗り越える様々な術を持つ企業との連携を強化することが重要であるとの認識のもと、当社グループ内で慎重に協議・検討を重ねた結果、SBIホールディングスを持株会社とするSBIグループが最適なパートナー先であると判断し、2020年11月20日開催の取締役会において本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

2. 本提携の内容等

(1) 業務提携の内容

当社及びSBIホールディングスは、本第三者割当増資の実行後、本資本業務提携契約に基づく業務提携の内容として、以下の事項その他当社及びSBIホールディングスの間で別途合意する事項について、当社グループ及びSBIグループにおいて連携してまいります。

- ① SBIグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託（資産運用の高度化）を通じた当社傘下の銀行の収益力の強化
- ② 地元企業への本業支援、ビジネスマッチング、事業承継支援・M&Aによる協業、地域通貨の発行等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
- ③ 地元企業を支援するための共同ファンド等を通じた資本金及び資本性ローン等の提供およびハンズオンによる本業支援
- ④ SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の推進、株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化
- ⑤ マネータップ株式会社、SBIネオフィナンシャルサービス株式会社及びSBI FinTech Incubation株式会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やSBIグループが開発中の次世代システムの導入の検討
- ⑥ 目的に資する協業・連携の検討及び推進

(2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、SBI地銀ホールディングスに対して、本普通株式を割り当てる予定です。本第三者割当増資の詳細は、下記「II 第三者割当による普通株式の発行について」をご参照ください。

(3) 取締役の指名権に関する合意内容等

当社及びSBIホールディングスは、本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の実施後、①当社において2021年6月に開催される第9期定時株主総会以降、SBIホールディングスが当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者1名を指名することができ、当社は、当該指名の直後の株主総会においてSBIホールディングスが指名した者を候補者とする取締役選任議案を上程する旨、②SBIホールディングスが、本資本業務提携契約に基づく業務提携の内容を円滑に遂行するため、当社に対して、SBI地銀ホールディングスの出資割合（但し、SBI地銀ホールディングスが払込みをする前においては、払込みが実行されたと仮定した場合にSBI地銀ホールディングスが有することとなる出資割合を意味するものとします。）が議決権割合5%以上の場合においては2名のSBIホールディングスが指名する議決権のないオブザーバー（当社及びSBIホールディングスが別途合意する当社の意思決定機関に出席し意見を述べることができます。）を派遣することができる旨について、合意をしております。

なお、かかる合意に関連して、当社は、本第三者割当増資の実施後、SBIホールディングスの指名する社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者1名については、本第三者割当増資の実施後、最初の定時株主総会（2021年6月に開催される定時株主総会）において、取締役選任議案を上程する予定です。

3. 提携の相手先の概要

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 名称 | SBIホールディングス株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 北尾 吉孝 |
| (4) 事業内容 | 株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等 |
| (5) 資本金 | 97,349百万円（2020年9月30日現在） |

II 第三者割当による普通株式の発行について

1. 本普通株式の発行の概要

- | | |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日 | 2020年12月6日～2021年3月31日 |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式3,653,500株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき958円 |
| (4) 資金調達の種類 | 3,500,053,000円 |
| (5) 募集又は割当方法
(割当予定先) | 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
SBI地銀ホールディングス3,653,500株 |
| (6) 資金使途 | 連結子会社に出資し、連結子会社から地元企業への貸出金の追加供給
なお、資本組入額は1株につき479円、資本組入の総額は、1,750,026,500円であります。 |

2. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) SBIホールディングス

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前 (2020年9月30日 現在)	—	—	1,788個 178,870株 (1.03%)	1,788個 178,870株 (1.03%)	—
異動後	その他の関係会社		38,323個 (3,832,370株) (18.19%)	38,323個 (3,832,370株) (18.19%)	第1位

(2) S B I 地銀ホールディングス

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前 (2020年9月30日 現在)	—	—	—	—	—
異動後	主要株主である筆 頭株主 その他の関係会社	36,535個 (3,653,500株) (17.34%)	—	36,535個 (3,653,500株) (17.34%)	第1位

(注1) 2020年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

株式併合の影響を考慮した調整後の株式数（議決権の数）により算定しております。

(注2) 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 「大株主順位」は、2020年9月30日現在の株主名簿を基準に記載しております。

(注4) 割当予定先であるS B I 地銀ホールディングスは、S B I ホールディングスの100%子会社であります。

(3) 異動予定年月日

2021年3月31日

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,701	1,685
貯蔵品	0	0
前払費用	3	-
未収収益	0	0
未収入金	248	44
その他	5	12
流動資産合計	1,958	1,743
固定資産		
有形固定資産	6	5
無形固定資産	14	9
投資その他の資産		
関係会社株式	93,566	93,566
敷金	7	7
繰延税金資産	5	4
投資その他の資産合計	93,578	93,577
固定資産合計	93,599	93,592
資産の部合計	95,558	95,335
負債の部		
流動負債		
未払金	0	0
未払費用	0	0
未払法人税等	9	6
未払消費税等	5	5
未払配当金	43	40
預り金	1	1
その他	7	6
流動負債合計	69	61
固定負債		
その他	5	4
固定負債合計	5	4
負債の部合計	74	65

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,000	17,000
資本剰余金		
資本準備金	15,500	15,500
その他資本剰余金	60,868	60,868
資本剰余金合計	76,368	76,368
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,163	1,981
利益剰余金合計	2,163	1,981
自己株式	△48	△80
株主資本合計	95,483	95,270
純資産の部合計	95,483	95,270
負債及び純資産の部合計	95,558	95,335

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
手数料収入	177	177
受取配当金	620	220
営業収益合計	797	397
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 179	※1 185
営業費用合計	179	185
営業利益	617	212
営業外収益		
受取利息	0	0
受取家賃	3	4
雑収入	6	2
営業外収益合計	10	6
営業外費用		
雑損失	0	0
営業外費用合計	0	0
経常利益	628	218
税引前中間純利益	628	218
法人税、住民税及び事業税	5	0
法人税等調整額	△1	1
法人税等合計	4	1
中間純利益	624	217

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	17,000	15,500	60,868	76,368	2,069	2,069	△29	95,408	95,408
当中間期変動額									
剰余金の配当					△575	△575		△575	△575
中間純利益					624	624		624	624
自己株式の取得							△0	△0	△0
自己株式の処分							2	2	2
当中間期変動額合計	—	—	—	—	48	48	2	51	51
当中間期末残高	17,000	15,500	60,868	76,368	2,117	2,117	△26	95,459	95,459

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	17,000	15,500	60,868	76,368	2,163	2,163	△48	95,483	95,483
当中間期変動額									
剰余金の配当					△399	△399		△399	△399
中間純利益					217	217		217	217
自己株式の取得							△37	△37	△37
自己株式の処分							5	5	5
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△182	△182	△31	△213	△213
当中間期末残高	17,000	15,500	60,868	76,368	1,981	1,981	△80	95,270	95,270

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(株式給付信託 (BBT))

1 「中間連結財務諸表」（追加情報）に記載しているため、記載を省略しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	1百万円	1百万円
無形固定資産	4百万円	4百万円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	93,566	93,566
合計	93,566	93,566

(重要な後発事象)

(資本業務提携契約の締結及び第三者割当による普通株式の発行)

当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社との間において資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること、また、本資本業務提携契約に基づき、第三者割当の方法により、SBI地銀ホールディングス株式会社に対して普通株式を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を決議し、同日に本資本業務提携契約を締結いたしました。また、本第三者割当増資に伴い、当社の主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれます。

なお、詳細につきましては、中間連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

4 【その他】

中間配当

2020年11月20日開催の取締役会において、第9期の中間配当につき次のとおり決議しました。

- (1) 普通株式
 - 中間配当金額 267百万円
 - 1株当たりの中間配当金 1円50銭

- (2) B種優先株式
 - 中間配当金額 一百万円
 - 1株当たりの中間配当金 0円0銭

- (3) C種優先株式
 - 中間配当金額 129百万円
 - 1株当たりの中間配当金 1円29銭6厘

- (4) D種優先株式
 - 中間配当金額 一百万円
 - 1株当たりの中間配当金 0円0銭

- (5) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 2020年12月7日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社じもとホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 功 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保澤 和彦 (印)

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社の連結子会社は2020年11月20日開催の取締役会において、金融市場の動向を踏まえ、保有する有価証券の安定運用を目指し、運用ポートフォリオを大幅に見直しする方針を織り込む計画を決議している。
- 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は2020年11月20日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結及び第三者割当による普通株式の発行を決議し、同日付で資本業務提携契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場か

ら中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析の手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

株式会社じもとホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 功 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保澤 和彦 (印)

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社じもとホールディングスの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は2020年11月20日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結及び第三者割当による普通株式の発行を決議し、同日付で資本業務提携契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月20日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗野 学
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長栗野学は、当社の第9期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。